

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

個人情報保護委員会事務局参事官

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について（依頼）

平素よりマイナンバーの適正な取扱いについて、御協力いただきありがとうございます。

今般、個人情報保護委員会は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」といいます。）の一部の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）の改正に伴い、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号。以下「事業者ガイドライン」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号。以下「行政機関等ガイドライン」といいます。）の一部を改正しました（令和5年個人情報保護委員会告示第5号及び第6号）。改正の概要は下記のとおりです。

貴都道府県・指定都市におかれましては、特定個人情報等の適正な取扱いについて、引き続き御対応をお願いするとともに、貴都道府県・指定都市に関連する一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体、地方独立行政法人等の関係団体（以下「関係団体等」といいます。）に対して、周知いただくようお願いいたします。

また、貴都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に対しても、周知いただくようお願いいたします。その際、当該市町村に関連する関係団体等に対して周知することも依頼いただくようお願いいたします。これに加え、事業者ガイドラインにつきましては、管内の経済団体、事業者等に対し、周知いただくようお願いいたします。

記

1 改正の概要

（1）マイナンバーの利用範囲の拡大に伴う改正

改正法の公布日施行部分に基づく番号法第3条第2項及び同第9条第2項の改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったもの。

改正後の番号法第3条第2項により、個人番号及び法人番号に関する施策の推進において利用の促進を図る分野として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野に加え、その他の行政分野が追加されたこと、並びに改正後の同法第9条第2項により、地方公共団体の長その他の執行機関は、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することが

できるものとされたことから、事業者ガイドライン及び行政機関等ガイドラインにおいて、番号法の理念、マイナンバーの利用範囲についての記載を整理した。

(2) 施行日

令和5年7月31日

2 添付資料

【行政機関等ガイドライン】

- ・新旧対照表（行政機関等編）
- ・行政機関等ガイドライン

【事業者ガイドライン】

- ・新旧対照表（事業者編）
- ・事業者ガイドライン

以 上

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局監視・監督室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1

霞が関コモンゲート西館34階

TEL：03-6457-9827

E-mail：guidelines.bangou@ppc.go.jp